

広島県訓令第八号

本 庁
地 方 機 関

広島県食品衛生監視員等の証票等の取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県食品衛生監視員等の証票等の取扱規程の一部を改正する訓令

広島県食品衛生監視員等の証票等の取扱規程(昭和二十七年広島県訓令第六号)の一部を次のように改正する。

「衛生部」を「本庁」に改める。
「保健所」を「地方機関」に改める。

第一条中「証票等()」を「証票及びき章()」に、「外」を「ほか」に改め、同条第三号中「環境衛生監視員き章及び環境衛生監視員手帳」を削り、同条第七号中「国民栄養調査員」を「国民健康・栄養調査員」に改める。

第二条第一項中「国民栄養調査員」を「国民健康・栄養調査員」に、「国民健康・栄養調査が」を「国民健康・栄養調査が」に改める。

第三条第一項中「き損」を「き損」に改め、同条第二項中「手続き」を「手続」に、「第三項及び第四項」を「第二項及び第三項」に改める。

第四条第二号中「き損」を「き損」に改め、「具して」を削り、同条第三号中「当該吏員たる」を「当該職員である」に改める。

第五条第一項中「附属機関の長並びに保健所長その他の」を削り、「状況を」の下に「知事に」を加え、同条第二項中「毎年証票の」を「第二条第一項に規定する」に、「保健所」を「地方機関」に改め、「一括して」の下に「知事に」を加える。

「食品衛生」 「主務室」

生室長 長(地)

別記様式第一号中 (保健) を 方機関 に改める。

所長)「 の長)」

別記様式第二号中「当該吏員たる」を「当該職員である」に、「異なる」を「異なる」に、「き損」を「き損」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。